

# ○高知市里山保全条例

(平成 12 年 4 月 1 日条例第 14 号)

改正 平成 18 年 4 月 1 日条例第 5 号

## 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 里山の保全
  - 第 1 節 里山保全地区(第 6 条—第 12 条)
  - 第 2 節 里山保全協定(第 13 条—第 15 条)
  - 第 3 節 市民の里山(第 16 条—第 18 条)
  - 第 4 節 標識の設置及び土地の買入れ(第 19 条・第 20 条)
- 第 3 章 高知市里山保全審議会(第 21 条)
- 第 4 章 雜則(第 22 条)
- 第 5 章 罰則(第 23 条—第 25 条)

## 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、本市の里山の保全について、基本理念を定め、市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、里山の保全を効果的に推進するため必要な事項を定めることにより、自然と調和した潤いと安らぎのある安全かつ健康で文化的な都市の形成に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 里山 市街地、集落地及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は樹林と草地、農地、水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域をいう。
- (2) 土地所有者等 里山を所有し、管理し、又は占有している者をいう。

#### (基本理念)

第 3 条 里山の保全は、里山が現在及び将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、次に掲げる指針に従い、この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

- (1) 防災機能の確保、都市の生活環境の保全と回復を図ること。
- (2) 生物種の維持、自然循環の維持その他自然の多様性に着目した自然環境の保全と回復を図ること。

(3) 地域の文化・歴史の学習・伝承の場として、市民参加を主体とした自然環境の保全と回復を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、里山の保全についての施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、里山の状態、土地の所有及び利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるとともに、国及び他の地方公共団体その他関係機関と協力して行うように努めるものとする。
- 3 市は、第1項の施策の策定及び実施に当たっては、土地所有者等の権利を不当に制限することのないよう配慮するとともに、当該施策を土地所有者等、市民及び事業者に周知するよう努めるものとする。

(土地所有者等、市民及び事業者の責務)

第5条 土地所有者等、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、里山の保全に自ら努めるとともに、市が実施する里山の保全についての施策に協力する責務を有する。

## 第2章 里山の保全

### 第1節 里山保全地区

(里山保全地区の指定)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する里山を里山保全地区として指定することができる。

- (1) 防災機能を確保するために保全することが必要な里山
  - (2) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な里山
  - (3) 健全な生態系を保持するために保全することが必要な里山
  - (4) 人と自然の豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な里山
  - (5) 歴史及び文化を伝承するために保全することが必要な里山
- 2 市長は、里山保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
  - 3 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。
  - 4 市長は、里山保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、市長は、前項の規定により提出された意見書があるときは、その要旨を提出するものとする。
- (里山保全地区の指定の告示等)
- 第7条 市長は、里山保全地区の指定をしたときは、これを告示するとともに、当該指定に係る図書を公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 里山保全地区の指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

(里山保全地区の指定の変更等)

第8条 前2条の規定は、里山保全地区の指定の変更及び解除について準用する。

(里山保全地区内の行為の届出等)

第9条 里山保全地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日(当該行為をするに当たって都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法律の規定による手続を必要とする場合は当該手続をする日)の30日前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採又は移植
- (4) 水面の埋立て
- (5) 前各号に掲げるもののほか、里山の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

- 2 前項の規定は、非常災害のため必要な応急措置として行う行為その他規則で定める行為には、適用しない。
- 3 第1項の届出をした者(次条において「届出者」という。)は、当該届出が受理された日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 4 市長は、第1項の届出に係る行為の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、里山保全地区内における前条第1項各号に掲げる行為が規則で定める基準に適合しないものであると認めるときは、届出者等(届出者及び前条第1項の規定により届出をすべき者をいう。以下この条において同じ。)に対し、原状回復、行為の変更又は中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 前項の規定により指導が行われている間は、届出者等は、当該指導の対象となっている行為をしてはならない。
- 3 市長は、届出者等が第1項の規定による指導に従わないときは、当該指導に従うよう勧告することができる。

(違反事実等の公表)

第11条 市長は、第9条第1項の届出をせず、又は虚偽の届出により同項各号に掲げる行為をした者があるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前条第3項の規定による勧告に従わない者がある場合で、その者の行為が同条第1項の規則で定める基準に著しく適合しないものであって、権利の濫用に当たると認めるときは、その者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。  
(立入調査)

第12条 市長又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、里山保全地区の指定又は保全のために必要と認めるときは、他人の土地に立ち入り、又はその状況を調査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。
- 3 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
- 5 土地所有者等は、正当な事由がない限り、第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げてはならない。
- 6 第1項の規定による立入り及び調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第2節 里山保全協定

### (里山保全協定の締結)

第13条 市長は、里山保全地区内の土地所有者等との間において、里山の保全に関する協定(以下「里山保全協定」という。)を締結することができる。

- 2 里山保全協定には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 里山保全協定の目的となる土地の区域(以下「協定区域」という。)
  - (2) 協定区域における行為の制限その他協定区域の保全に関する事項
  - (3) 里山保全協定の有効期間
  - (4) 里山保全協定に違反した場合の措置
  - (5) その他必要と認める事項
- 3 市長は、里山保全協定を締結しようとするときは、あらかじめ、高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。
- 4 市長は、里山保全協定を締結したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。  
(土地所有者等の義務)

第14条 協定区域内の土地所有者等は、当該里山保全協定を遵守するとともに、当該協定区域内の自然環境の保全と回復に努めなければならない。

2 協定区域内の土地所有者等は、当該協定区域内の樹木等が滅失し、又は地形等に著しい変動が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(助成等の措置)

第 15 条 市長は、協定区域内の土地所有者等に対し、里山の保全に関し必要な助言、指導及び助成等の措置をすることができる。

### 第 3 節 市民の里山

(市民の里山の設置)

第 16 条 市長は、里山保全地区のうち、市民が積極的に自然に触れ合う場として開放することが望ましいと認める区域について、土地所有者等との契約によりその権原を取得して、これを市民の里山として設置し、市民に開放することができる。

2 前項に規定するもののほか、市長は、里山保全地区内の市有地を市民の里山の区域とすることができます。

3 市長は、市民の里山を設置しようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、市民の里山を設置するときは、その旨を告示しなければならない。

(市民の里山の指定の変更等)

第 17 条 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、市民の里山の区域の変更又は廃止について準用する。

(市民の里山の管理)

第 18 条 市民の里山の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第 4 節 標識の設置及び土地の買入れ

(標識の設置)

第 19 条 市長は、里山保全地区の指定又は里山保全協定の締結をしたときは、当該里山保全地区若しくは里山保全協定に係る協定区域又はこれらに近接する場所に、その旨を示す標識を設置するものとする。

(土地の買入れ)

第 20 条 市長は、里山保全地区の環境保全、市民の里山の設置その他里山の保全を効果的に推進するために特に必要があると認める土地があるときは、当該土地の買入れに努めるものとする。

2 市長は、前項により土地を買い入れようとするときは、あらかじめ高知市里山保全審議会の意見を聴かなければならない。

## 第 3 章 高知市里山保全審議会

(審議会の設置)

第21条 この条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて里山の保全に関する事項を調査審議するため、高知市里山保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 雜則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 罰則

第23条 第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第24条 第12条第5項の規定に違反して同条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げた者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

#### 附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

#### 附 則(平成18年4月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。